

【③転入・転出に関する質問】

Q1.4月にうるま市に引っ越し予定ですが、保育所の申し込みはいつから可能ですか？

毎年10月に行われる一斉申し込み日以降から、転入予定として申し込みます。（受付停止期間を除く）申込時の必要書類と引越予定地がわかる書類と転入手続に関する誓約書をホームページからダウンロードし提出してください。

Q2.急遽、うるま市に引っ越すことになりました。一斉申し込み期間が過ぎていますが、新年度の申し込みすることはできますか。

受付停止期間を除いて申し込み可能ですが、2次選考以降の取り扱いになります。

Q3.うるま市外へ転出することになったのですが、どのような手続が必要ですか？

退所（園）届の記入がありますので、本人確認ができるもの（運転免許証、マイナンバーカード等）を持参の上、保育こども園課までご来所ください。また、入所している園へも退園となる旨ご連絡をお願いします。

Q4.うるま市外へ転出後も引き続き現在の保育所に通えますか？

転出先で申し込み手続きを行っていただき、再度うるま市での入所選考が必要となりますので、転出後も引き続き通えるかはわかりません。※市外からの申し込みとなりますので、うるま市に住所がある方より優先度が低くなります。

Q5.3月にうるま市外へ引っ越し予定ですが、3月末までうるま市の認可園に通うことができますか？

住所異動日が3月2日以降であれば、3月末まで通うことができます。

Q6.転入予定で保育所入所が内定したのですが、いつまでに住所をうるま市に異動すればよろしいでしょうか？

年度途中入所の場合は入所月の前月20日まで、4月入所の場合は3月15日頃までに転入手続をして下さい。期日までに住民票をうつせない場合には、無効になります。
※どうしても間に合わない場合はご相談ください。